

【法人に関する基礎情報】

名 称	株式会社西日本ロジクル
事業所・事業場の所在地	本社：大分県大分市大字家島字渡場303番1
	第二リサイクルセンター：大分県大分市大字家島字東松浦1076番2
	別府支店：大分県別府市大字浜脇字谷の裏1174番16
設立年月日	平成20年9月30日
資本金・出資金	300万円
代表者	代表取締役 出口 敦規
役員等	代表取締役 出口 敦規（令和2年10月20日就任）
	取締役 出口 孝子（令和2年10月20日就任）
従業員数	29名
事業内容	平成20年9月30日大分市三佐にて起業
	平成23年7月11日大分市家島へ移転
	平成23年11月22日大分市産業廃棄物処分業許可取得
	平成30年3月22日大分市産業廃棄物収集運搬業許可取得
	平成30年3月22日大分市産業廃棄物収集運搬業許可取得
	平成31年1月10日大分県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得
	令和元年5月25日大分県産業廃棄物収集運搬業許可取得
	令和元年9月12日福岡県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得
	令和元年10月29日福岡県産業廃棄物収集運搬業許可取得
	令和3年4月1日別府市一般廃棄物収集運搬業許可取得
	令和3年11月22日大分市産業廃棄物処分業許可取得
	令和5年9月6日宮崎県産業廃棄物収集運搬業許可取得
	令和5年9月29日山口県産業廃棄物収集運搬許可取得
	令和5年10月25日熊本県産業廃棄物収集運搬業許可取得

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 大分県大分市大字家島字渡場 3 0 3 番 1

氏名 株式会社西日本ロジクル

代表取締役 出口 敦規

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事

佐藤 樹一郎

許可の年月日 令和6年5月25日

許可の有効年月日 令和13年5月24日



1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、鋳さい、がれき類、ばいじん

（以上16種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。
含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年5月25日 産業廃棄物収集運搬業許可

令和6年5月25日 産業廃棄物収集運搬業更新許可（優良基準適合認定）

5. 積替え許可の有無

市名

有・☒無

許可番号

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

有

【事業計画の概要2・許可の内容(事業の範囲)】

産業廃棄物収集運搬業					許可項目(事業の範囲)																	その他
都道府県及び 政令都市	積替保管		許可の年月日 及び有効年月日	許可番号	燃え殻	汚泥(有機汚泥、 無機汚泥を含む)	廃 プラ スチ ック 類	紙 く ず	金 属 く ず	ガ ラ ス く ず 及 び 陶 磁 器 く ず	木 く ず	が れ き 類	繊 維 く ず	動 植 物 性 残 さ	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ	鉱 さい	ば い じ ん	ゴ ム く ず	積替保管施設の 所在地及び面積 許可の条件	
	有	無																				
産業廃棄物収集運搬業					許可項目(事業の範囲)																	その他
大分市	●		令和5年 3月 22日 令和12年 3月 21日	08810146154	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	許可の条件なし 面積:92.98㎡	
大分県		●	令和6年 5月 25日 令和13年 5月 24日	04402146154	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	積替え保管なし 許可の条件なし	
福岡県		●	令和元年 10月29日 令和6年 10月28日	04000146154	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	積替え保管なし 許可の条件なし	
宮崎県		●	令和5年 9月6日 令和10年 9月5日	04508146154	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	積替え保管なし 許可の条件なし	
山口県		●	令和5年 9月29日 令和10年 9月28日	03500146154	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	積替え保管なし 許可の条件なし	
熊本県		●	令和5年10月25日 令和10年10月24日	04305146154	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	積替え保管なし 許可の条件なし	
産業廃棄物処分業					許可項目(事業の範囲)																	その他
大分市		●	令和3年 11月22日 令和8年 11月21日	08820146154		●	●	●	●	●	●	●	●							●	破碎・圧縮梱包 ・選別	
一般産業廃棄物収集運搬業					許可項目(事業の範囲)																	その他
大分市		●	令和4年12月17日 令和6年12月16日	3900	業系ごみ(紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、その他事業系一般廃棄物)、特定家庭用機器廃棄物																	①廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例その他関係法令を遵守すること。②廃棄物の収集運搬に当たっては、大分市に登録した車両以外は使用しないこと。
別府市		●	令和5年4月10日 令和7年3月31日	2	ごみ(事業系ごみ、引越しごみ)																	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等関係法令を遵守すること。生ごみの収集運搬については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項第1号イ(1)、(2)及びハに基づき不許可とする。
特別管理産業廃棄物収集運搬業					許可項目(事業の範囲)																	その他
大分県		●	令和6年 1月10日 令和13年 1月 9日	04452146154	感染性産業廃棄物、廃石綿等、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、汚泥、鉱さい、燃え殻、廃水銀等																	許可の条件なし
福岡県		●	令和元年 9月12日 令和6年 9月11日	04050146154	感染性産業廃棄物、廃石綿等、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、汚泥、鉱さい、燃え殻、廃水銀等																	許可の条件なし

【運搬施設に関する事項】

【収集運搬車両一覧】

車両型式	登録番号	車検日	最大積載量(kg)	積載可能寸法 (長さ×幅×高さcm)	車体寸法 (長さ×幅×高さcm)	排ガスレベル
10tコンテナ車	大分 131 せ 18	3月21日	10,700	5958×2150×2100	910×249×308	平成27年度燃費基準5%向上達成車/使用車種規制(Nox・PM)適合
4tクレーン車	大分 100 す 5245	3月28日	2,000	495×216×40(あおり部) 495×216×190(フェンス部)	782×230×294	
8tコンテナ車	大分 130 せ 1221	4月27日	7,700	8㎡か12㎡	661×228×249	平成27年度燃費基準達成車/低排出ガス車(21年基準Nox・PM10%低減)
10tロングダンプ	大分 100 は 5037	4月25日	12,400	876×235×100	1, 180×250×298	平成27年度燃費基準達成車/低排出ガス車(21年基準Nox・PM10%低減)
10tウイング	大分 100 は 5115	5月16日	13,500	958×237×255	1, 195×250×379	平成27年度燃費基準達成車/使用車種規制(Nox・PM)適合
10tウイング	大分 100 は 4810	6月1日	13,700	960×240×250	1, 192×249×378	平成27年度燃費基準達成車/低排出ガス車(21年基準Nox・PM10%低減)
2t平車 Pゲート付	大分 100 す 484	6月25日	2,000	440×178×120	612×190×211	
4tウイング車	大分 100 せ 237	7月24日	2,600	627×242×238	861×249×347	平成27年度燃費基準達成車/使用車種規制(Nox・PM)適合
8tパッカー車	大分 830 た 118	8月25日	3,200	12.2㎡	800×225×285	使用車種規制(Nox・PM)適合
8tヒアブクレーン車	大分 130 さ 1088	10月1日	5,900	605×235×95	944×249×350	使用車種規制(Nox・PM)適合
4tウイング車	大分 100 す 2755	10月6日	2,950	627×242×238	861×249×353	平成27年度燃費基準達成車/使用車種規制(Nox・PM)適合
3tコンテナ車	大分 400 ち 8569	10月20日	3,000	4㎡	437×169×196	使用車種規制(Nox・PM)適合/低PM認定車
4tパッカー車	大分 830 せ 3388	11月18日	1,700	10.2㎡	742×219×269	平成27年度燃費基準達成車/使用車種規制(Nox・PM)適合
4tコンテナ車	大分 130 な 1188	11月20日	3,950	8㎡か12㎡	592×220×247	平成27年度燃費基準達成車/使用車種規制(Nox・PM)適合
4tパッカー車	大分 830 り 88	12月26日	1,700	10.2㎡	742×222×269	平成27年度燃費基準達成車/使用車種規制(Nox・PM)適合
3tクレーン車	大分 100 す 8539	1月25日	3,100	440×199×121	687×212×271	平成27年度燃費基準達成車/使用車種規制(Nox・PM)適合
4tパッカー車	大分 800 て 555	2月18日	1,450	8.2㎡	682×223×276	平成27年度燃費基準達成車/使用車種規制(Nox・PM)適合
軽トラック	大分 480 き 9852	9月24日	350	190×130×135	339×147×197	
4tパッカー車	大分 830 な 1001	12月25日	2,250	8.1㎡	705×220×263	
2tパッカー車	大分 830 せ 1004	7月2日	2,000	4㎡	526×184×228	平成27年度燃費基準達成車/使用車種規制(Nox・PM)適合
事務所の所在地	大分市大字家島字渡場3 0 3 番1					
駐車場/積替保管施設の所在地	大分市大字家島字東松浦1073、1072-1					
2. その他の運搬施設の概要						
運搬容器等の名称			用 途		容 量	備 考
樹脂ドラム			運搬・保管容器		200L	200L × 30缶
コンテナ			運搬・保管物		8㎡	5 台
鉄製オープンドラム			運搬・保管容器		200L	10缶

産業廃棄物の受入量・運搬量（令和3年4月～令和4年3月）

（単位:t）

	廃棄物等の種類	受 入 量 ・ 運 搬 量												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収 集 運 搬	廃アルカリ	0	0	0.82	0	0	0	0	0	0	0.34	0.03	0	1.19
	廃プラスチック類	26.05	40.44	38.47	35.91	38.55	44.72	38.69	30.45	6.81	11.43	6.47	14.44	332.43
	金属くず	1.4	0.93	5.38	1.89	2.22	1.88	1.12	0.98	4.5	4.51	1.24	1.47	27.52
	ガラスくず及び陶磁器くず	0	2.2	0	0	0	0.42	0.31	0	0	1.94	0	24.76	29.63
	木くず	1.22	0.6	0	0	3.79	1.2	0	3.13	2.18	0	0	0	12.12
	混合廃棄物	62.8	43.76	79	84.128	81.29	71.95	69.89	61.58	65.13	48.48	50.23	120.91	839.148
	廃蛍光灯	0.44	0	0	0	0	1.47	0	0	0	0.09	0.9	0.6	3.5
	廃乾電池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.27	0.27
収 集 運 搬 量 合 計		91.91	87.93	123.67	121.928	125.85	121.64	110.01	96.14	78.62	66.79	58.87	162.45	1245.808

産業廃棄物の受入量・運搬量（令和4年4月～令和5年3月）

（単位:t）

	廃棄物等の種類	受 入 量 ・ 運 搬 量												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収 集 運 搬	廃アルカリ	0		0.5	0	0	0	0	0	0.57	1.06	0.4	0.39	2.92
	廃プラスチック類	7.51	6.88	6.555	9.615	8.42	7.599	7.908	9.111	7.436	7.64	13.695	12.982	105.351
	金属くず	1.69	0.91	4.71	0.97	1.34	10.96	0.74	1.06	0.64	8.89	7.5	0.62	40.03
	ガラスくず及び陶磁器くず	0	0.09	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.15	0.24
	木くず	0.44	0	0	0	0	29.13	0	0	0	0	0	0.19	29.76
	混合廃棄物	73.29	51.22	64.79	83.06	58.62	64.41	48.96	71.41	91.671	72.303	61.917	68.068	809.719
	廃蛍光灯	0	0.62	0.17	0.6	0	0	0.44	0.8	0.82	0	0	0	3.45
	廃乾電池	0	0	0.09	0.35	0	0	0.68	0.27	0.28	0	0	0	1.67
収 集 運 搬 量 合 計		82.93	59.72	76.815	94.595	68.38	112.099	58.728	82.651	101.417	89.893	83.512	82.4	993.14

産業廃棄物の受入量・運搬量（令和5年4月～令和6年3月）

（単位:t）

	廃棄物等の種類	受 入 量 ・ 運 搬 量												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収 集 運 搬	廃アルカリ	1.120	0.000	0.890	0.000	0.770	0.090	0.670	1.930	1.560	0.300	2.010	5.804	15.144
	廃プラスチック類	7.344	7.327	6.183	7.126	6.778	6.843	9.244	7.615	6.648	7.769	5.837	9.389	88.103
	金属くず	0.620	0.620	1.810	2.090	0.830	8.690	16.680	3.980	3.010	1.580	18.830	0.600	59.340
	ガラスくず及び陶磁器くず	0.000	0.000	0.000	0.000	114.320	20.710	18.860	2.240	0.450	0.000	9.017	92.220	257.817
	木くず	0.000	0.000	0.300	0.000	42.980	0.000	0.000	0.000	4.790	0.000	0.000	0.000	48.070
	混合廃棄物	57.721	48.835	50.317	66.298	51.937	54.625	89.861	74.608	76.312	50.727	62.033	63.474	746.748
	廃蛍光灯	0.570	0.000	0.000	0.000	0.260	0.070	0.000	0.000	0.000	0.400	0.020	0.440	1.760
	廃乾電池	0.110	0.000	0.000	0.000	0.050	0.050	0.000	0.000	0.000	0.020	0.000	0.000	0.230
収 集 運 搬 量 合 計		67.485	56.782	59.500	75.514	217.925	91.078	135.315	90.373	92.770	60.796	97.747	171.927	1,217.212

(単位:t)

[illegible]

(単位:t)

[illegible]

【処分に関する事項】

施設の種類		①許可対象外施設	②許可対象外施設	③許可対象外施設
		破砕施設（固定式）	圧縮・梱包施設（固定式）	選別施設(固定式)
産業廃棄物の種類		廃プラスチック類 ゴムくず 木くず 繊維くず 紙くず 金属くず がれき類 ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず （以上 8 種類。石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く）	廃プラスチック類 ゴムくず 木くず 繊維くず 紙くず 金属くず （以上 6 種類、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く）	金属 汚泥 廃プラントック類 } 電池類
処理能力		最大 2.82 t / 日（8 時間）	最大 263.1 t / 日（8 時間）	300kg/時間～500 kg/時間
機種	型番	DS2260	HB-150-40	SP 型電池選別機
	消費電力	18.5K w + 2.2 k w	30 K w	1.5Kw
	機械寸法	L 1762×W1285×H1713 mm	L 8260×W1950×H2570 mm	L3250×W920×H1400
	機械重量	1600 k g	13500 k g	900 k g
処理後の産業廃棄物の処分方法 （中間処理の場合）		・廃プラスチック ・ゴムくず ・紙くず ・繊維くず ・木くず ・金属くず ・ガラスくず等 ・がれき類 ・電池類	有価物として売却、売却出来ないものは燃料リサイクル 燃料リサイクル 有価物として売却、売却出来ないものは燃料リサイクル 有価物として売却、売却出来ないものは燃料リサイクル R P F 原料としてリサイクル、燃料リサイクル 有価物として売却(製鋼原料、非鉄原料) 発泡骨材、カレット、路盤材原料としてリサイクル 路盤材原料としてリサイクル 選別後、製鉄メーカー及び製錬所にてリサイクル	

施設の種類		④許可対象外施設		
		破砕施設（固定式）		
産業廃棄物の種類		金属くず ガラスくず 廃プラスチック類 （水銀使用製品産業廃棄物を含む）		
処理能力		最大 1.904 t / 日（8 時間）		
機種	型番	RJC2 型		
	消費電力	0.17 K w + 0.08 k w		
	機械寸法	L 1325 × W765 × H1600 mm		
	機械重量	112.5 k g		
処理後の産業廃棄物の処分方法 （中間処理の場合）		・金属くず 有価物として売却（製鋼原料、非鉄原料） ・ガラスくず等 発泡骨材、カレット、路盤材原料としてリサイクル ・廃プラスチック 有価物として売却、売却出来ないものは燃料リサイクル ※吸引した水銀ガスフィルターはメーカーにてリサイクルする。		

環 境 保 全 計 画 書 ①②

水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭等の防止措置を記載した書類	
水 質	・当該（破碎）、（圧縮・梱包）施設は水質汚濁防止法に定める特定施設には該当せず、水質汚濁の恐れはない。
大 気	・当該（破碎）、（圧縮・梱包）施設は大気汚染防止法に定める施設には該当せず、燃焼装置もない為、大気汚染の恐れはない。
騒 音	・当該（破碎）、（圧縮・梱包）施設は騒音規制法に定める特定施設に該当し、施設の稼働に伴い騒音を発生するため、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるため、稼働時間帯について特に注意する。 （早朝、夜間の稼働は行わない）
振 動	・当該（破碎）、（圧縮・梱包）施設は振動規制法に定める特定施設には該当し、施設の稼働に伴い振動を発生するため、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるため、稼働時間帯について特に注意する。 （早朝、夜間の稼働は行わない）
悪 臭	・悪臭の発生する廃棄物の取扱いは一切行わない。（受入拒否） ・悪臭の発生する恐れはないが、万一発生したときは、直ちに消臭・洗浄・消毒などの処置を講ずる。

（省令・第11条4項1号、2号、3号関係）

産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	・廃棄物の保管は定められた場所以外には保管しない。 ・形状の小さいものは小袋等に入れて飛散しないよう措置を講ずる。 万一飛散及び流出した場合は、直ちに清掃する。 ・輸送途中での落下及び飛散を防止するため荷台はシート等で覆う。
公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	・床は不浸透性のコンクリート等を敷き、液体物の地下への浸透を防止する。 ・ジュース缶等の容器を扱うため、容器の残渣物が洩れる恐れがあるため、排水等には特に注意する。 ・容器の残渣物が洩れた場合は、吸着マット、ウエス等で拭取り外部流出を防ぐ。 ・流出防止策として、受皿を敷き溜まった汚水をポリ容器にて産業廃棄物処理する。
火災の発生の防止に関する事項	・場内での火気使用は一切禁止とする。ただし、工事関係で火気を使用する場合は、立会監督者を配置し、万一に備え消火器を準備させる。 ・場内はいつも綺麗に整理整頓し、可燃性のものは出来るだけ分散させる。 （一カ所に大量に置かない）
その他	・現場作業を行う場合は、周辺住民や環境への影響に配慮し、適切な処理を行う。 地域住民の苦情については、誠意を持って対応する。 ・始業点検、定期点検を行い必要に応じて機能検査を実施する。 ・城内での火気使用は十分に注意するとともに消火器を常備する。 ・トラックやその他の重機を運転する場合は、安全運転に心がけ、必要以上の騒音や振動を発生させないように十分に注意する。

環境保全措置計画書 ③

水質汚染、大気汚染、騒音、振動、悪臭等の法事措置及びその効果	
水質汚濁防止措置	固定式による使用済み電池の選別を行う施設で、処理過程において水を使用しないことから、排水はなく地下水や周辺環境への影響はありません。 また、建屋内に設置することから雨水等による影響もありません。
大気汚染防止法	固定式による選別処理を行う施設で、処理施設の原動力は駆動モータを使用しますので、排ガスによる大気へ与える影響は少ないものと考えております。選別処理を行う産業廃棄物は使用済み電池であり、建屋内に設置することで粉塵の飛散は抑えられ、周辺環境に与える影響は極めて小さいものと考えております。
騒音防止法	設置は建屋内に設置する事により、減衰を考えると相当軽減され、周辺環境に与える影響は極めて小さいものと考えております。 万が一、敷地境界において騒音の目標値を超過する場合は、遮蔽設備の設置等、基準値を満足する為の措置を致します。
振動防止法	事業所内の計画施設の設置場所は、堅固な基礎としていることから振動については軽減され、環境に与える影響は少ないものと考えております。 また、コンクリート 30 cm厚の防音壁を設置しており、周辺環境に与える影響は極めて小さいものと考えております。
悪臭防止法	処理の対象となる廃棄物は使用済み電池であり、悪臭による影響はないものと考えておりますが、万が一悪臭等が発生した場合は脱臭剤の散布や早期の搬出等の措置をとることにより環境への配慮を実行致します。

環境保全措置計画書 ④

水質汚染、大気汚染、騒音、振動、悪臭等の法事措置及びその効果	
水質汚濁防止措置	当該施設は処理過程において水を使用しないことから、排水はなく地下水や周辺環境への影響はありません。 また、建屋内に設置することから雨水等による影響もありません。
大気汚染防止法	当該施設は電動機駆動のガス吸引 吸着装置を備えた水銀灯の破碎施設です。処理の過程において発生する水銀蒸気、水銀付着蛍光物質は吸引 活性炭吸着処理装置を通し、清浄にして排気されます。
騒音防止法	当該施設は電動機駆動のため稼働時の騒音は低く、また建屋内（基礎床面はコンクリート構築物）で使用するため軽減されます。
振動防止法	当該施設は電動機駆動のため稼働時の振動は少なく、また建屋内（床面はコンクリート構築物）で使用するため相当軽減されます。
悪臭防止法	水銀灯の破碎処理を行うため、悪臭による影響はないものと考えておりますが、万が一 悪臭等が発生した場合は脱臭剤の散布や早期の搬出等の措置をとることにより環境への配慮を実行致します。処理前後の廃棄物は建屋内に保管する。」

事業計画書

処分業：[中間処理（破碎）]

1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

搬入された産業廃棄物（ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ、ガラスくず、がれき類（以上 8 種類）を中間処理（破碎）し、処理後の廃棄物については、紙くず、金属くず、廃プラは有価物資源として売却、がれき類、ガラスくず等については原料として再利用、ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、廃プラについては、固形燃料の原料として再利用、再利用できない物については、埋立処分及び焼却処分する。

[処理委託者]

大分県内建設現場等

ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ、ガラスくず等、がれき類
(以上 8 種類)を排出事業者よりマニフェストと一緒に受け取り、運搬及び
処分を委託基準に従い受託する。

[收集運搬]

運送途中における飛散、落下を防止するため、パッカー車による運搬に心掛ける。平ボディ車使用の場合はビニール袋等で梱包し荷台はシート等で覆う措置を講ずる。

自社の収集運搬許可範囲（積替え保管行為を含む）

廃プラスチック・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類・木くず・繊維くず・紙くず・ゴムくず・廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥・燃え殻・鉱さい・ばいじん・動植物性残さ
(以上 16 種類。ただし、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物である物を除く)

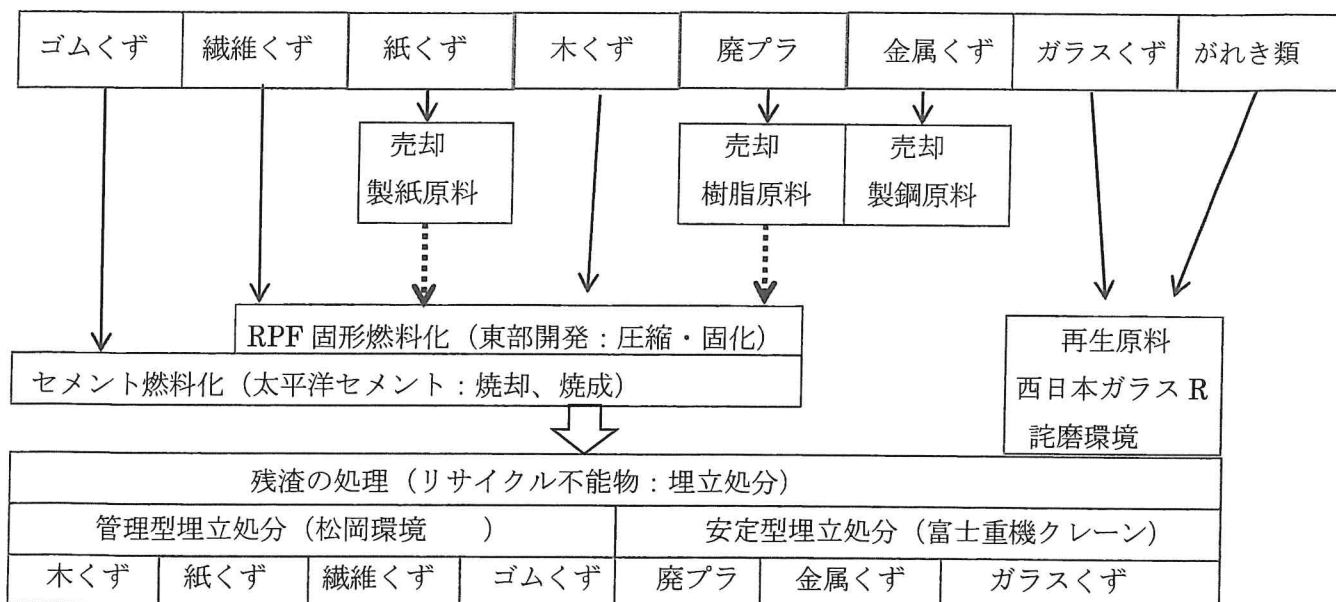
【中間処理】
(破碎)

「破碎」

破碎することにより次工程の処理を容易にする。(有価物に付加価値をつける)

破碎により廃棄物の減容化を図り、運搬・処分費用を軽減する。

破碎することにより保管を容易にする。(フレコン詰め)



事業計画書

処分業：[中間処理（破碎）]

1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

搬入された産業廃棄物（金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類（以上 3 種類）を中間処理（破碎）し、処理後の廃棄物については、金属くず、は有価物資源として売却、ガラスくず等及び廃プラスチック類については再生原料の原料として再利用、再利用できない物については埋立処分する。

[処理委託者]

大分県内家電量販店

金属くず、ガラスくず等、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物)
(以上 3 種類) を排出事業者よりマニフェストと一緒に受け取り、運搬及び
処分を委託基準に従い受託する。

[収集運搬]

運送途中における飛散、落下、破損を防止するため、ドラム缶による運搬に
心掛ける。平ボディ車使用の場合はビニール袋等で梱包し荷台はシート等
で覆う措置を講ずる。

自社の収集運搬許可範囲（積替え保管行為を含む）

廃プラスチック・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類・木くず・繊維くず・紙くず・
ゴムくず・廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥・燃え殻・鉍さい・ばいじん・動植物性残さ
(以上 16 種類。ただし、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物である物を除く)

【中間処理】
(破碎)

「破碎」

することにより次工程の処理を容易にする。(有価物に付加価値をつける)
水銀を捕集する高性能活性炭集塵機を使用しリサイクル化を図り、処分費用を軽減する。
破碎することにより保管、運搬を容易にする。(ドラム缶詰め)

金属くず

ガラスくず

廃プラスチック類

破碎後の処理（リサイクル原料：売却）

金属売却（大山金属）

ガラス売却（西日本ガラスリサイクルセンター）

廃プラスチック売却(RJ 商事)

事業計画書

処分業：[中間処理（選別）]

1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

搬入された産業廃棄物（金属くず、廃プラスチック類、汚泥（以上3種類）を中間処理（選別）し、処理後の電池は製錬メーカー・製鉄所にて原料として再利用する。

[処理委託者]

大分県家電量販店

金属くず、廃プラスチック類、汚泥（以上3種類）を排出事業者より manifests と一緒に受け取り、運搬及び処分を委託基準に従い受託する。

[収集運搬]

運送途中における荷崩れ落下を防止するため、ドラム缶による運搬に心掛ける。平ボディ車使用の場合はビニール袋等で梱包し荷台はシート等で覆う措置を講ずる。

自社の収集運搬許可範囲（積替え保管行為を含む）

廃プラスチック・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類・木くず・繊維くず・紙くず・ゴムくず・廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥・燃え殻・鋳さい・ばいじん・動植物性残さ（以上16種類。ただし、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物である物を除く）

【中間処理】
（選別）

「選別」

することにより次工程の処理を容易にする。（有価物に付加価値をつける）
選別により廃棄物のリサイクル化を図り、処分費用を軽減する。

1次電池(アルカリ、マンガン乾電池)

2次電池(ボタン電池、リチウムイオン電池等)

選別後の処理（リサイクル処理）

原料（株ジェイ・リライツ）

原料（株宇部スチール）

事業計画書

処分業：[中間処理（圧縮梱包）]

1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

搬入された産業廃棄物（ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ、（以上 6 種類）を中間処理（破碎）し、処理後の廃棄物については、紙くず、金属くず、廃プラは有価物資源として売却、ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、廃プラについては、固形燃料の原料として再利用、再利用できない物については、埋立処分及び焼却処分する。

[処理委託者]

大分県内建設現場等

ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ、
（以上 6 種類）を排出事業者よりマニフェストと一緒に受け取り、運搬及び
処分を委託基準に従い受託する。

[収集運搬]

運送途中における飛散、落下を防止するため、パッカー車による運搬に
心掛ける。平ボディ車使用の場合はビニール袋等で梱包し荷台はシート等
で覆う措置を講ずる。

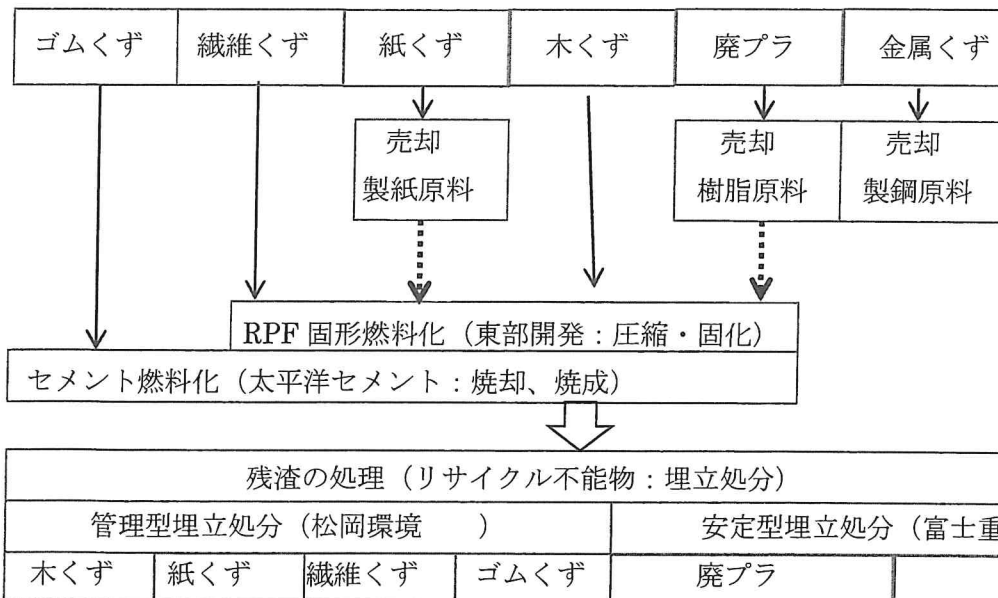
自社の収集運搬許可範囲（積替え保管行為を含む）

廃プラスチック・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類・木くず・繊維くず・紙くず・
ゴムくず・廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥・燃え殻・鉍さい・ばいじん・動植物性残さ
（以上 16 種類。ただし、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物である物を除く）

【中間処理】
（圧縮梱包）

「圧縮梱包」

圧縮梱包することにより次工程の処理を容易にする。
圧縮により廃棄物の減容化を図り、運搬・処分費用を軽減する。
圧縮することにより保管を容易にする。（フレコン詰め）



産業廃棄物処分実績表

【2021年4月～2022年3月】

〈単位:kg〉

廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
混合廃棄物	62,800	43,760	79,000	84,128	81,290	71,950	69,890	61,580	65,130	48,480	50,230	120,910	839,148
廃プラスチック類	26,050	40,440	38,470	35,910	38,550	44,720	38,690	30,450	6,810	11,430	6,470	14,440	332,430
ガラス・陶磁器くず	0	2,200	0	0	0	420	310	0	0	1,940	0	24,760	29,630
金属くず	1,120	930	5,380	1,890	2,220	1,880	1,120	980	4,500	4,510	1,240	1,470	27,240
木くず	1,220	600	0	0	3,790	1,200	0	3,130	2,180	0	0	0	12,120
													0
													0
	91,190	87,930	122,850	121,928	125,850	120,170	110,010	96,140	78,620	66,360	57,940	161,580	1,240,568

産業廃棄物処分実績表

【2022年4月～2023年3月】

〈単位:kg〉

廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
混合廃棄物	73,290	51,220	64,790	83,060	58,620	64,410	48,960	71,410	91,671	72,303	61,917	68,068	809,719
廃プラスチック類	7,510	6,880	6,555	9,615	8,420	7,599	7,908	9,111	7,436	7,640	13,695	13,252	105,621
ガラス・陶磁器くず	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	240
金属くず	1,690	910	4,710	970	1,340	10,960	740	1,060	640	8,890	7,500	620	40,030
木くず	440	0	0	0	0	29,130	0	0	0	0	0	190	29,760
													0
													0
	82,930	59,100	76,055	93,645	68,380	112,099	57,608	81,581	99,747	88,833	83,112	82,280	985,370

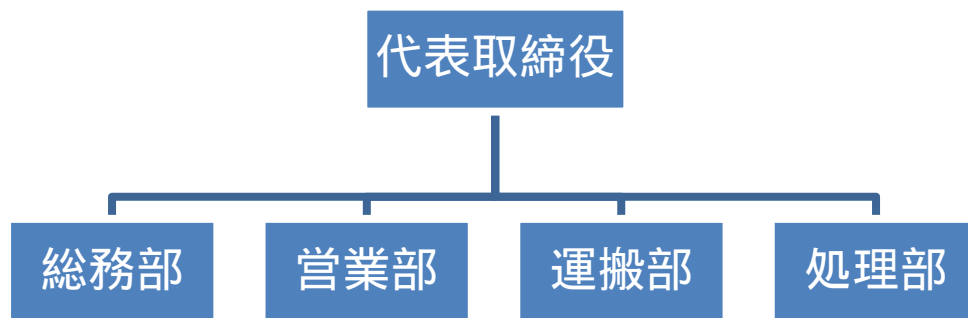
産業廃棄物処分実績表

【2023年4月～2024年3月】

〈単位:kg〉

廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
混合廃棄物	66,901	58,945	59,437	81,008	60,767	66,085	103,266	81,108	90,262	60,617	69,135	73,584	871,115
廃プラスチック類	7,884	8,057	6,863	7,756	7,048	7,213	9,614	8,045	6,648	7,769	7,917	17,579	102,393
ガラス・陶磁器くず	0	0	0	0	114,320	20,710	18,860	2,240	450	0	9,017	92,220	257,817
金属くず	620	620	1,810	2,090	830	8,690	16,680	3,980	3,010	1,580	18,830	600	59,340
木くず	0	0	300	0	42,980	0	0	0	4,790	0	0	0	48,070
廃蛍光灯	570	0	0	0	350	160	0	50	0	460	191	630	2,411
廃電池	110	0	0	0	50	70	320	0	0	610	100	0	1,260
	76,085	67,622	68,410	90,854	226,345	102,928	148,740	95,423	105,160	71,036	105,190	184,613	1,342,406

○ 組織



○ 人員配置

総務部	営業部	運搬部	処理部	合計
2名	1名	9名	9名	21名